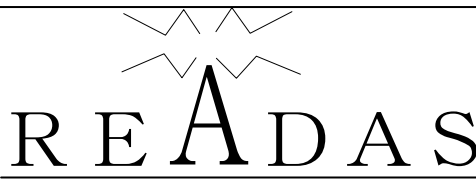


第 4544 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 8月 9日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 税務調査に関する通達

Q：税務調査に関する通達の案が出されているようですが、どんな内容なのですか？

A：次のようなものです。

【解説】

さきごろ、国税庁から税務調査に関する通達の案が意見公募の形で公表されました。

国税通則法の改正に伴う通達の制定です。

通達は、質問検査権、留置き、事前通知及び調査の終了の際の手続き、経過措置に関する事項からなっており、次のようになっています。

①質問調査権に関する事項

- ・ 調査の意義等
- ・ 当該職員の意義等
- ・ 質問調査権の対象となる帳簿その他の物件の範囲
- ・ 物件の提示又は提出の意義

②事前通知及び調査の終了の際の手続きに関する事項

- ・ 共通的事項
- ・ 事前通知に関する事項
- ・ 調査の終了の際の手続きに関する事項
- ・ 連結法人の連結所得に対する法人税に係る適用関係に関する事項
- ・ 税務代理人に関する事項

なお、国税通則法の改正では、事前通知や調査の終了の際の手続きなどの現行の運用上の取扱いが明確にされるとともに、これらの前提となる質問検査件についても、各税法から集約されて整備されています。

